

公共下水道使用料の徴収漏れ等に対する取組状況について (令和 8 年 3 月 31 日現在)

平成27年6月に公表した公共下水道への無断接続等(未賦課、誤賦課及び減免誤り)及び下水道事業受益者負担金の徴収漏れに関し、継続して実施している収納業務の取組について報告させていただきます。

I 公共下水道使用料の徴収漏れ

徴収漏れをしていた891件に対し、平成27年11月から順次、下水道の使用開始日に遡って最長5年分(地方自治法第236条第1項の規定に基づくもの)の請求をさせていただきました。

請求件数・金額		納入済件数・金額(収納率)	
891件	6,853万円	798件	6,280万円(91.6%)

※ 1万円未満の端数切捨て

II 公共下水道使用料の減免解除漏れ

減免解除漏れであることが確認できた488件について減免解除を行うとともに、過去の使用料について、平成28年2月から順次、最長5年分(地方自治法第236条第1項の規定に基づくもの)の請求をさせていただきました。

請求件数・金額		納入済件数・金額(収納率)	
488件	2,064万円	407件	1,644万円(79.7%)

※ 1万円未満の端数切捨て

III 下水道事業受益者負担金の徴収漏れ(全額納入済み)

徴収可能な土地のうち、猶予理由が継続している土地は、引き続き徴収猶予とし、猶予理由がなくなった土地は、速やかに徴収猶予を取り消し、請求を行い、令和3年8月までに全額納入されました。

請求金額	納入済金額(収納率)
8,776万円	8,776万円(100%)

※ 1万円未満の端数切捨て